

エネルギー戦略特区

新潟県知事	泉田	裕彦
新潟市長	篠田	昭
上越市長	村山	秀幸
聖籠町長	渡邊	廣吉

平成 25 年 9 月 11 日

エネルギー戦略特区

1 提案の趣旨

東日本大震災では、国民生活及び経済活動に不可欠な天然ガス等について、災害に備えた十分な対策を講じていたとしても拘わらず、供給途絶を経験した。これにより、高い確率で見込まれている首都直下型地震や南海トラフ巨大地震が発生した際、太平洋側に集中している天然ガス等の供給設備（※1）が被災し、国内広範囲での供給システムが混乱し、国民生活及び経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

※1：首都圏、東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域にあるLNG（液化天然ガス）受入・保管設備及びLNG火力発電所の規模の対全国比は、いずれも約85%。

また、福島原子力発電所の事故により、我が国のエネルギー政策は大きな転換点を迎え、例えば、発電電力量に占める原子力の割合を26%（2007年度実績）から53%（2030年推計）に拡大することを見込んでいたエネルギー基本計画の見直しが迫られている。こうした中、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物といった有害物質の発生量が少なく、調達先の中東依存度が低い上、シェールガス革命により供給ポテンシャルの増加が見込まれるという観点から、他の資源に比べて優位性を持つ天然ガスの重要性が高まっている。しかしながら、依然として海外に比べて調達価格が高く、エネルギーコストの低減に向けた天然ガスの安価調達が喫緊の課題となっている。

以上を踏まえ、特に天然ガスについて、①安定かつ安価な供給を実現し、日本経済再生のための産業基盤を強化するため、国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発が重要であると考え。また、②クリーンかつ経済的なエネルギーの需給を実現し、新しい市場を創造するため、エネルギー消費において、上述した優位性を持つ天然ガスへの転換を促進することが重要であると考え。なお、これは、①における国内供給ラインの多重化を、可能な限り商業ベースで実現することにも寄与する。最後に、③これらに関わる国内投資がより効率的に行われ、また、巨大な国際市場の獲得にもつながる産業競争力を確保できるよう、関連する技術開発及び生産活動を集中的に推進することが重要であると考え。

エネルギー戦略特区

規制緩和、投資減税等 ※国土強靱化等の観点から国資金の投入も必要

1 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発

- ①天然ガス（メタハイ含む）の開発促進
- ②日本海横断ガスパイプラインの整備
- ③LNG受入促進・保管設備等の整備
- ④関東地域への広域ガスパイプラインの整備
- ⑤枯渇ガス田の利用
- ⑥石油供給関連設備の整備

我が国におけるエネルギーの安定かつ安価な供給

2 エネルギー消費の天然ガスへの転換

- ①高効率火力発電所の新增設及びそれらに伴う送電網の拡充
- ②工場等の天然ガスシフトの促進
- ③天然ガスコジェネレーションの導入促進
- ④DMEの普及

クリーン・経済的なエネルギーの需給の実現

3 関連する技術開発及び生産活動の推進

- ①民間活動の促進
- ②公的機関による側面支援

エネルギー技術を国内外に展開

支援
評価

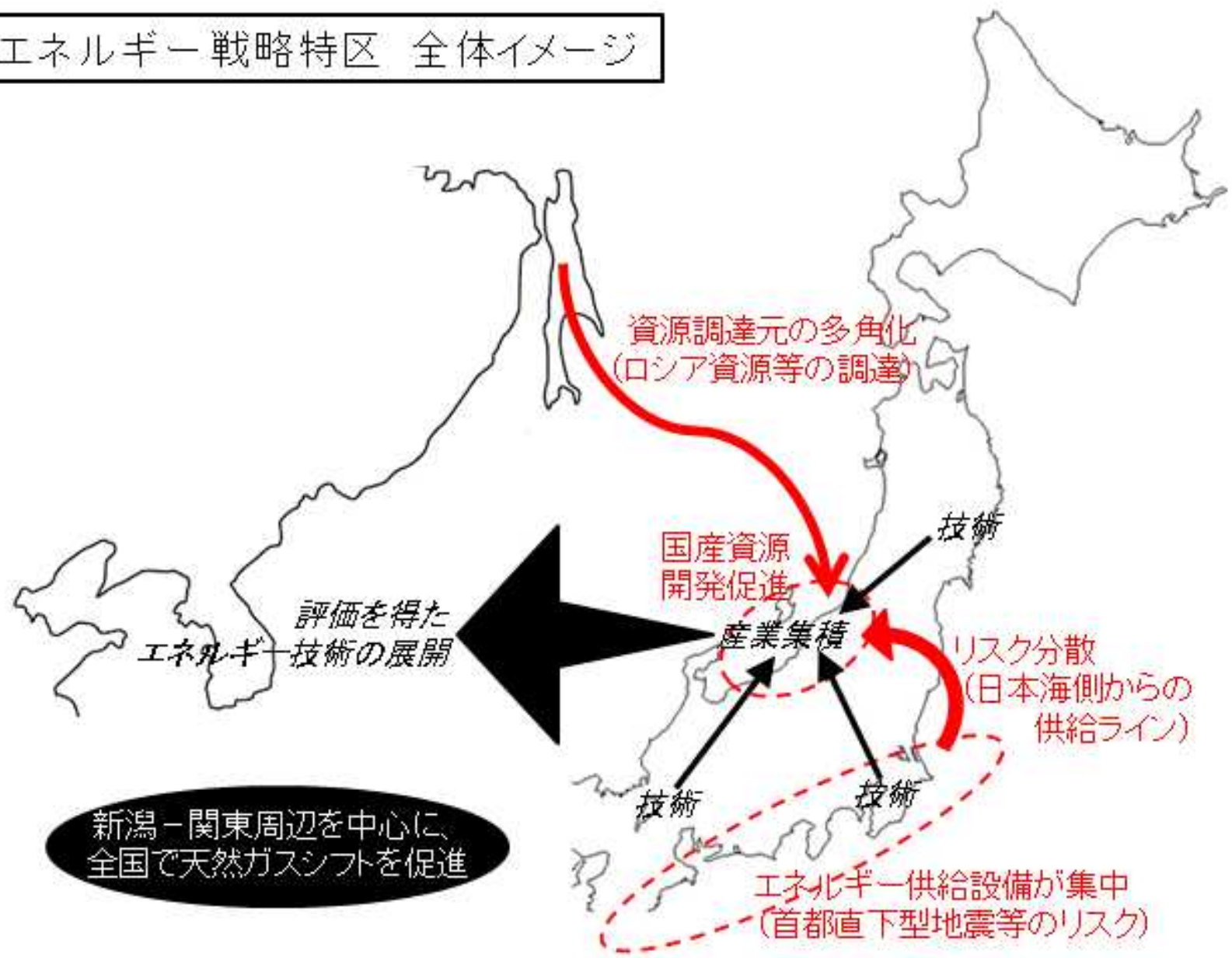
公的
機関

技術開発
センター

安全性・環境性に関する
評価機関

投資の
促進

エネルギー戦略特区 全体イメージ



2 新潟県の強み

(1) 天然ガス等の賦存

新潟県は、資源の乏しい我が国にあって、有数の資源賦存地域である。現に、天然ガス等について、全国生産量の大半を占めている(※2)。また、在来型の資源に加え、新潟県沖にはメタンハイドレートの賦存も確認されている。

※2：新潟県の天然ガス生産量(2012年度)は約23億立方メートルで、全国生産量約33億立方メートルの7割以上を占めている。

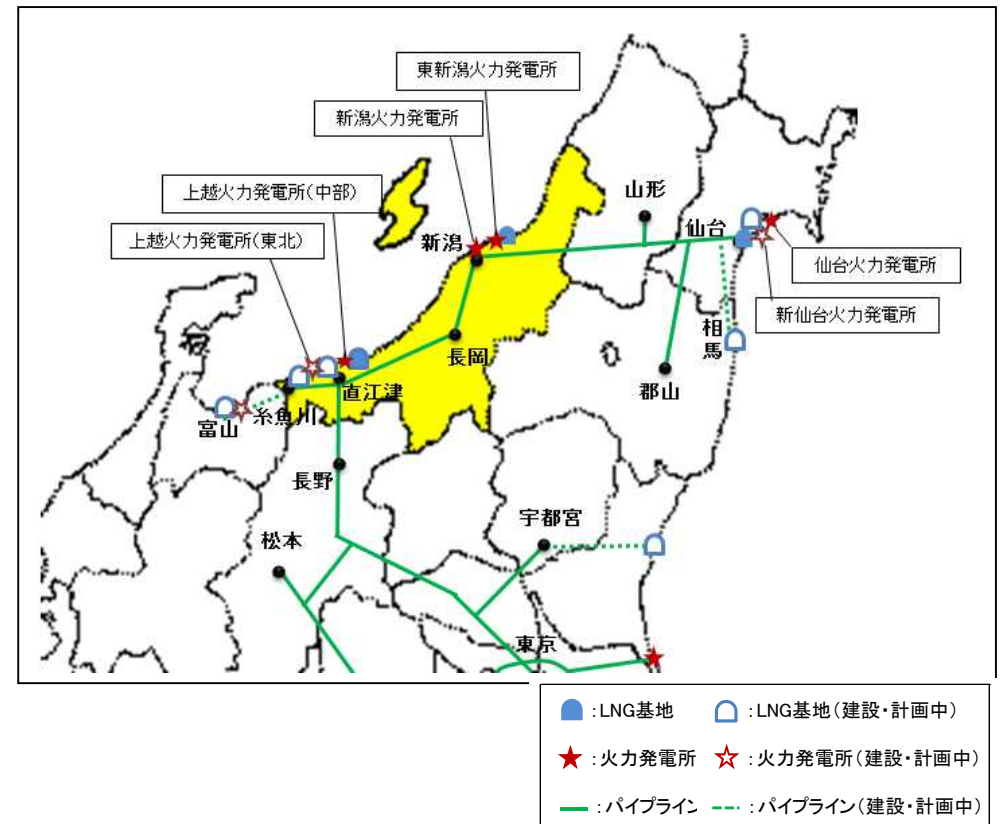
(2) 一定の天然ガス供給設備等の立地

新潟県には、LNGの受入れに係る港湾設備や、関東・東北地域等に伸びるガスパイプライン(※3)、天然ガスを格段に安価に貯蔵することができる枯渇ガス田(片貝、紫雲寺等)等が立地している。このため、国内供給ラインを効率的に多重化できるポテンシャルを有している。

※3：東日本大震災の際、LNG基地の機能停止が発生したため、産業部門を含む仙台の36万需要家に1年近い供給不能が起こり得たものの、新潟からのパイプラインによる代替供給により、早期で復旧完了できた。

(3) 北東アジア及び関東地域との近接性

ロシアは、多くの資源を有している一方、米国におけるシェールガス革命により大口の輸出先を失うことが見込まれることから、我が国の調達先の多角化の有力候補として挙げられている。新潟県は、特に多くの資源の賦存が確認されているロシア極東地域と近接しており、現に、当該地域からのLNGを受け入れている。また、天然ガス等の大消費地である太平洋側の関東地域と近接している一方、地震に関し、太平洋側とは連動しないとされる日本海側に立地している



3 提案内容

(1) 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発

エネルギーの中でも特に重要性が高まっている天然ガスについて、安定かつ安価な供給を実現し、我が国の産業基盤を強化する。具体的には、上述した新潟県の3つの強みを活かし、新潟県を特区に指定し、①メタンハイドレートを含む天然ガスの開発を促進するとともに、②ロシア極東地域からの資源調達を主としつつ、③日本海側の新潟県で安価な海外産資源を受け入れ、④太平洋側の関東地域に供給する能力を強化する。これらに関する民間投資を促進するため、以下のプロジェクトごとにそれぞれ規制改革及び減税措置を講じる。なお、太平洋側の供給設備の被災という非常事態に備える観点から、商業ベースのみでの投資では不十分であり、また、インフラという性質上、投資回収に長期を要することから、規制改革及び減税措置以外の公的支援が必要である旨補足したい。

①天然ガスの開発促進

事業内容	在来型の国産資源の開発を促進する。また、将来的にポテンシャルが期待されている非在来型のメタンハイドレートの開発を促進する。
実施主体	資源開発事業者
措置内容	・天然ガスの生産量に課される石油石炭税を軽減する。(石油石炭税法) ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。(※4)

※4：エネルギー資源の開発やエネルギー供給・流通・消費に係る施設・設備等の新たな投資に対し、設備等投資額の一定割合を差し引く税額控除や即時償却などの優遇措置を実施する。以下同じ。

②日本海横断ガスパイプラインの整備

事業内容	天然ガスを液化して輸入するより、パイプラインで気体の状態で輸入する方が、一般的に安価とされている。そこで、ロシア極東地域に多く賦存する天然ガスを安価に調達できるよう、ロシア極東地域のウラジオストク等と、そこから比較的短距離にある新潟県を、日本海を横断して結ぶガスパイプラインを整備する。
実施主体	一般ガス事業者、ガス導管事業者 等
措置内容	・海外産天然ガスのパイプライン輸入に関する法制度を整備する。 ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。

③ LNGの受入促進・保管設備等の整備

事業内容	<p>LNGの受入を促進するとともに、LNGの形態で輸入する場合に必要となる、船舶から陸揚げするための設備や、一時的に保管するための設備の整備を促進する。</p> <p>なお、太平洋側の供給設備の被災という非常事態に備え、商業ベースで常時に求められる設備容量を超える規模での整備とする。</p> <p>また、LNGに比べ、短距離輸送において優位性があるとされているCNG（圧縮天然ガス）の形態での輸入の可能性を検討する。</p>
実施主体	一般ガス事業者、ガス導管事業者 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ LNGの輸入量に課される石油石炭税を軽減する。（石油石炭税法） ・ LNGの輸入手続きを簡素化できる事業者の数を増加させることにより、その調達価格の低減を図るため、AEO制度（※5）の認定要件を緩和する。 ・ 設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。 ・ CNGの形態での輸入の可能性を検討する。

※5：AEO（Authorized Economic Operator）制度は、税関当局が貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された貿易関連事業者を認定し、自らの責任で適正な貨物管理及び税関手続きを行ってもらう代わりに、迅速かつ簡素な税関手続き等の利益を提供するもの。

④関東地域への広域ガスパイプラインの整備

事業内容	<p>ガスを車両で輸送するよりパイプラインで輸送する方が、一般的に安価とされている。そこで、新潟県から安価に十分な量のガスを供給できるよう、新潟県と、大消費地である太平洋側の関東地域を結ぶ広域ガスパイプラインを新設又は増設する。</p> <p>その際、受益者負担の観点から、ガスの輸送距離を勘案したパイプラインの利用料金を設定する。</p> <p>また、整備するパイプライン周辺のガス需要の拡大を図る（後述）。なお、太平洋側の供給設備の被災という非常事態に備え、商業ベースで常時に求められる設備容量を超える規模での整備とする。</p>
実施主体	一般ガス事業者、ガス導管事業者 等

措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給関連事業者、大口需要家のほか、国及び周辺の自治体が参画する検討会を開催する。 ・電気事業、電気通信事業、一般ガス事業等に認められている以下の特例をガス導管事業に認める。 <ul style="list-style-type: none"> －都市計画法に基づく開発許可を不要にする。(都市計画法) －道路占用を法令レベルで認める。(道路法) －道路占用料・河川占用料を減免する。(道路法、河川法) ・幹線となる広域ガスパイプラインについて、農地の転用許可を不要とする。(農地法) ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。 ・ガスの輸送距離を勘案したパイプラインの利用料金を設定する。(ガス事業法)
------	--

⑤枯渇ガス田の利用

事業内容	天然ガスの需給を大規模に調整するためには保管設備が必要である。保管設備があれば、緊急時に備えた備蓄のほか、海外産の天然ガスを安価な時に調達し、需要に合わせて供給することも可能となる。そこで、LNGの形態での保管に比べて格段に安価に行える枯渇ガス田を利用した天然ガスの保管を実現する。
実施主体	資源開発事業者、一般ガス事業者、ガス導管事業者 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国産のガスのみ認められている枯渇ガス田の利用を、海外産のガスにも認める制度を創設する。その際、枯渇ガス田における鉱業権者以外の者も利用できるようにする。

⑥石油供給関連設備の整備

事業内容	災害時には、天然ガスのほか石油の安定供給も重要である。しかしながら、石油の供給設備は太平洋側に集中していることから、日本海側における整備を促進する。
実施主体	石油元売業者
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。

(2) エネルギー消費の天然ガスへの転換

クリーンかつ経済的なエネルギーの需給に関する新しい市場を創造するとともに、新潟県から関東地域へのガス供給能力の強化を可能な限り商業ベースで実現させる。具体的には、以下のプロジェクトをバーチャル特区として全国に適用し、我が国のエネルギー消費において、他の資源に比べてクリーン性と調達コストのバランスを有する天然ガスへの転換を促進する。これらに関する民間投資を促進するため、プロジェクトごとにそれぞれ規制改革及び減税措置を講じる。

①高効率火力発電所の新增設及びそれらに伴う送電網の拡充

事業内容	経済性・環境性を踏まえつつ我が国の電力供給能力を確保するため、高効率火力発電所の新增設を促進する。また、こうした発電所の新增設を促進するほか、緊急時にも備えるため、送電網の拡充を図る。
実施主体	発電事業者、送電事業者
措置内容	<ul style="list-style-type: none">・LNG火力発電所の新增設に関する環境アセスメントの審査期間を短縮する。(環境影響評価法、電気事業法)・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。・不安定な再生可能エネルギーと、柔軟な出力変動が可能なガスタービン火力発電を組み合わせ、安定性と環境性を両立させるエネルギー供給のモデルケースを創出する。

②工場等の天然ガスシフトの促進

事業内容	近年、経済性・環境性から、工場等における熱供給設備の原料が石油から天然ガスにシフトしつつある。このシフトを加速する。
実施主体	製造事業者 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none">・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。

③天然ガスコージェネレーションの導入促進

事業内容	熱と電気を合わせたエネルギーの総合供給効率が高いほか、電気事業者により供給される電気と合わせることにより、地域のエネルギー供給の安定性が向上するとされる天然ガスコージェネレーションの導入を促進する。
実施主体	一般消費者、企業 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスコージェネレーションの導入者に幅広い選択肢を提供するため、再生可能エネルギーと同様に、専用線による系統接続を認める。(電気事業法) ・天然ガスコージェネレーションの導入に対し、グリーン投資減税の適用期間(平成26年度末まで)を延長するとともに、課税標準価格の軽減等を行う。

④DMEの普及

事業内容	天然ガスから生成され、クリーンなエネルギー消費を実現でき、石油の代替にもなるDME(ジメチルエーテル)の利用を促進する。
実施主体	企業 等
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のディーゼルエンジンを活用できるDME自動車を公道で走行させるために、DME自動車及び燃料容器等に関する技術基準を創設する。(道路運送車両法、高圧ガス保安法) ・CNGと同様に、DME充填スタンドを設置するための技術基準及びガソリンスタンドへの併設基準を創設する。(高圧ガス保安法、消防法)

(3) 関連する技術開発及び生産活動の推進

上述した天然ガスの安定・安価供給及びエネルギー消費の天然ガスシフトに関わる効率的な国内投資とともに、我が国と同様、安定性・経済性・環境性の観点からバランスのとれたエネルギー受給という社会的課題を抱える巨大な国際市場の獲得にもつながる産業競争力を確保する。そのための技術開発及び生産活動を集中的に推進する。具体的には、新潟県を特区に指定し、以下のプロジェクトを実施する。

①民間活動の促進

事業内容	表層型メタンハイドレートの採掘、深海へのパイプラインの敷設、LNGの長期冷温保存、コンバインドサイクル発電及びガスタービン発電の熱効率の向上等の技術開発及び生産活動を推進する。 また、LNGに比べ、短距離輸送において優位性があるとされているCNGの輸送に関する技術開発を推進する。
実施主体	企業 等
措置内容	・研究開発税制において、①試験研究費×8～10%+②試験研究費の過去3年間の平均からの増加額×5%、又は、③売上高の10%を超える試験研究費×係数を、法人税額から、その40%まで控除できるところ、その適用期間（平成26年度末まで）を延長するとともに、税額控除の割合の拡充等を行う。

②公的機関による側面支援

事業内容	開発した技術で国際市場を獲得するには、その技術の安全性・環境性が客観的に評価されることが重要である。そこで、天然ガスに関わる技術の評価基準を策定するとともに、その基準に基づき評価を行う組織を創設する。 また、技術開発は、必ずしも個別の企業のみで行えるものではないことから、基盤的な技術開発や、大規模な研究設備の保有・管理を行う組織を創設する。
------	--

4 規制改革等の効果

(1) 「日本再興戦略」の成果目標（KPI）への貢献

「日本再興戦略」の成果目標（KPI）について、以下の点で効果を挙げることができる。

具体的なプロジェクト内容	該当するKPI	本プロジェクトによる効果
1 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発	<p>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会</p> <p>○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等</p> <p>2018年度を目途に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。</p>	開発へのインセンティブとして天然ガスの生産量に課される石油石炭税を減免する。
②日本海横断ガスパイプラインの整備	<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○LNG調達コストの低減</p> <p>ロシア・モザンビーク等における日本企業の開発参画を支援し、供給源の多角化を進める。</p> <p>■国際展開戦略 テーマ2：海外市場獲得のための戦略的取組 ①インフラ輸出・資源確保</p> <p>○安定的かつ安価な資源の確保の推進</p> <p>北米からのLNG輸入実現に向けた取組を継続するとともに、リスクマネー供給等による供給源の多角化を進める。</p>	ロシアと本県を結ぶガスパイプラインの整備及びLNG受入促進・保管設備等の整備により、供給源の多角化を図る。
③LNG受入促進・保管設備等の整備		日本海側における天然ガス等の受入・備蓄設備と、日本海側から太平洋側を結ぶパイプラインの整備により、多様な供給体制を実現する。
④関東地域への広域ガスパイプラインの整備		
⑤枯渇ガス田の利用		
⑥石油供給関連設備の整備	<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○石油・LPガスのサプライチェーンの維持・強化による安定供給確保</p> <p>石油・LPガス供給インフラのリスク対応力強化、産業事故防止、備蓄の機動性向上、地域における石油・LPガスの安定供給の確保等を促す。</p> <p>■中短期工程表「立地競争力の更なる強化⑦」</p> <p>「今後10年間で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築」</p> <p>「ガソリン等製品の形で石油備蓄の増強（約4日分）」（表中）</p>	日本海側に石油供給関連設備を整備することにより、災害時のリスク分散を実現する。
上記1①・②・③・④・⑥及び下記2①・②	<p>■日本産業再興プラン テーマ1：緊急構造改革プログラム ①民間投資の活性化</p> <p>今後3年間で設備投資を2012年度の約63兆円から10%増加させ、リーマンショック前の民間投資の水準（年間約70兆円）に回復させることを目指す。</p>	設備投資に対する法人税の減税により、資源開発、エネルギー供給に係る設備投資を増加させる。

具体的なプロジェクト内容	該当するKPI	本プロジェクトによる効果	
2 エネルギー消費の 天然ガスへの転換	①高効率火力発電所の 新增設及びそれらに伴 う送電網の拡充	<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○高効率火力発電（石炭・LNG）の導入</p> <p>高効率火力発電（石炭・LNG）について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を進めて発電効率の更なる向上を目指す。</p>	LNG高効率火力発電に係る技術開発を実施するとともに、その技術を生かした高効率火力発電所を新設・増設する。
		<p>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会</p> <p>○石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化・迅速化</p> <p>従来3年程度かかる火力発電所のリプレースについて、国の審査と自治体の審査を同時並行で行う等により、最短1年強に短縮する。新增設についても、短縮に取り組む。</p>	環境アセスメントの審査期間の短縮や設備投資に対する法人税の減税により、高効率火力発電所の設置を推進し、クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会を実現する。
	②工場等の天然ガスシ フトの促進	<p>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>③エネルギーを賢く消費する社会</p> <p>○住宅・建築物の省エネ基準の段階的適合義務化</p>	一般家庭や企業等における天然ガスコジェネレーションの導入を促進し、省エネルギー対策の一層の普及を図る。
	③天然ガスコジェネ レーションの導入促進	<p>省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。</p>	
3 関連する技術開発 及び生産活動の推 進	④DMEの普及	<p>■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>③エネルギーを賢く消費する社会</p>	クリーンなエネルギー消費を実現でき、石油の代替になるDMEの利用を促進する。
	①民間活動の促進 ②公的機関による側面 支援	<p>■日本産業再興プラン テーマ3：科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。</p>	表層型メタンハイドレートの採掘や、日本と海外を結ぶ深海パイプラインの敷設、高効率火力発電の実用化が促進されるよう、民間企業による研究開発を減税で支援し、併せて公的機関による側面支援を行うことにより、技術開発を促進する。
		<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○高効率火力発電（石炭・LNG）の導入</p> <p>高効率火力発電（石炭・LNG）について、環境に配慮しつつ導入を進めるとともに、技術開発を進めて発電効率の更なる向上を目指す。</p> <p>◆中短期工程表</p> <p>LNG火力について、2020年頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目指す。 (発電効率：現状52%程度 → 改善後：57%程度)</p>	
		<p>■日本産業再興プラン テーマ5：立地競争力の更なる強化 ⑦環境・エネルギー制約の克服</p> <p>○LNGコストの低減</p>	

具体的なプロジェクト内容		該当するKPI	本プロジェクトによる効果
3 関連する技術開発 及び生産活動の推 進	①民間活動の促進	■戦略市場創造プラン テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 ①クリーンで経済的なエネルギーが供給される社会 ○火力発電の技術開発支援 LNG火力について、2020年頃までに、1700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状52%程度→改善後57%程度）。 ○メタンハイドレート等海洋資源の商業化の実現等 2018年度を目前に、商業化の実現に向けた技術の整備を行う。その際、2023年から2027年の間に、民間企業が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。	
	②公的機関による側面支援		

(2) その他効果

一般社団法人日本ガス協会が示している、次の天然ガス普及拡大ビジョンの達成を促進することができる。

都市ガス業界のビジョン -2030年に向けた天然ガスの普及拡大- (平成23年10月27日)



エネルギー戦略特区

【提案のニーズ・背景】

- エネルギー関連設備の多くが太平洋側に立地
- 東日本大震災以降のエネルギー政策の転換、天然ガスの需要拡大・調達コストの増大
- シェールガス商業化による世界エネルギー市場の変化
 - エネルギーの安定・安価供給による産業基盤の強化が必要
 - 供給ラインの多重化・調達先の多角化、国産資源の開発が重要

【新潟県の強み】

- 天然ガス等の賦存
- 一定の天然ガス供給設備等の立地
 - LNG受入基地、天然ガスパイプライン起点、枯渇ガス田 等
- 北東アジア及び関東地域との近接性
- エネルギー技術等の集積

【プロジェクト内容】

規制緩和、投資減税等 ※国土強靱化等の観点から国資金の投入も必要

1 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発

- ①天然ガス（メタハイ含む）の開発促進
- ②日本海横断ガスパイプラインの整備
- ③LNG受入促進・保管設備等の整備
- ④関東地域への広域ガスパイプラインの整備
- ⑤枯渇ガス田の利用
- ⑥石油供給関連設備の整備

我が国におけるエネルギーの安定かつ安価な供給

2 エネルギー消費の天然ガスへの転換

- ①高効率火力発電所の新增設及びそれらに伴う送電網の拡充
- ②工場等の天然ガスシフトの促進
- ③天然ガスコージェネレーションの導入促進
- ④DMEの普及

クリーン・経済的なエネルギーの需給の実現

3 関連する技術開発及び生産活動の推進

- ①民間活動の促進
- ②公的機関による側面支援

エネルギー技術を国内外に展開

支援
評価

公的
機関

技術開発
センター

安全性・環境性に
関する評価機関

投資の
促進

エネルギー戦略特区(事業概要)

1 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発

①天然ガス(メタンハイドレート含む)の開発促進	在来型の国産資源の開発を促進する。また、将来的にポテンシャルが期待されている非在来型のメタンハイドレートの開発を促進する。
②日本海横断ガスパイプラインの整備	安価な天然ガス調達のため、ロシア極東地域のウラジオストク等と、そこから比較的短距離にある新潟県を、日本海を横断して結ぶガスパイプラインを整備する。
③LNGの受入促進・保管設備等の整備	LNGの受入れを促進するとともに、LNGの形態で輸入する場合に必要な、船舶から陸揚げするための設備や、一時的に保管するための設備の整備を促進する。
④関東地域への広域ガスパイプラインの整備	日本海側から安価に十分な量のガスを供給できるよう、新潟県と大消費地である太平洋側の関東地域を結ぶ広域ガスパイプラインを整備する。その際、受益者負担の観点から、ガスの輸送距離を勘案したパイプラインの利用料金を設定する。
⑤枯渇ガス田の利用	LNGの形態での保管に比べて格段に安価に行える枯渇ガス田を利用した天然ガスの保管を実現する。
⑥石油供給関連設備の整備	石油の供給設備は太平洋側に集中していることから、日本海側における整備を促進する。

2 エネルギー消費の天然ガスへの転換

①高効率火力発電所の新增設及びそれらに伴う送電網の拡充	経済性・環境性を踏まえつつ我が国の電力供給能力を確保するため、高効率火力発電所の新增設を促進する。また、こうした発電所の新增設を促進するほか、緊急時にも備えるため、送電網の拡充を図る。
②工場等の天然ガスシフトの促進	近年、経済性・環境性から、工場等における熱供給設備の原料が石油から天然ガスにシフトしつつある。このシフトを加速する。
③天然ガスコージェネレーションの導入促進	熱と電気を合わせたエネルギーの総合供給効率が高いほか、電気事業者により供給される電気と合わせることで、地域のエネルギー供給の安定性が向上するとされている天然ガスコージェネレーションの導入を促進する。
④DMEの普及	天然ガスから生成され、クリーンなエネルギー消費を実現でき、石油の代替にもなるDME(ジメチルエーテル)の利用を促進する。

3 関連する技術開発及び生産活動の推進

①民間活動の促進	表層型メタンハイドレートの採掘、深海へのパイプライン敷設、LNGの長期冷温保存、コンバインドサイクル発電・ガスタービン発電の熱効率の向上、CNG輸送等について、技術開発及び生産活動を推進する。
②公的機関による側面支援	天然ガスに関わる技術の評価基準を策定するとともに、その基準に基づき評価を行う組織を創設する。また、基盤的な技術開発や、大規模な研究設備の保有・管理を行う組織を創設する。

プロジェクトの内容・措置内容等

プロジェクト内容	実施主体	措置内容等	
1 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発	①天然ガス（メタンハイドレート含む）の開発促進	<ul style="list-style-type: none"> ・天然ガスの生産量に課される石油石炭税を軽減する。（石油石炭税法） ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。 	
	②日本海横断ガスパイプラインの整備	一般ガス事業者 ガス導管事業者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・海外産天然ガスのパイプライン輸入に関する法制度を整備する。 ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。
	③LNG受入促進・保管設備等の整備	一般ガス事業者 ガス導管事業者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・LNGの輸入量に課される石油石炭税を軽減する。（石油石炭税法） ・LNGの輸入手続きを簡素化できる事業者の数を増加させることにより、その調達価格の低減を図るため、AEO制度の認定要件を緩和する。 ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。 ・CNGの形態での輸入の可能性を検討する。
	④関東地域への広域ガスパイプラインの整備	一般ガス事業者 ガス導管事業者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給関連事業者、大口需要家のほか、国及び周辺の自治体が参画する検討会を開催する。 ・電気事業、電気通信事業、一般ガス事業等に認められている以下の特例をガス導管事業に認める。 <ul style="list-style-type: none"> －都市計画法に基づく開発許可を不要にする。（都市計画法） －道路占用を法令レベルで認める。（道路法） －道路占用料・河川占用料を減免する。（道路法、河川法） ・幹線となる広域ガスパイプラインについて、農地の転用許可を不要とする。（農地法） ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。 ・ガスの輸送距離を勘案したパイプラインの利用料金を設定する。（ガス事業法）

プロジェクト内容	実施主体	措置内容等
1 国内供給ラインの多重化・調達先の多角化・国産資源の開発	⑤枯渇ガス田の利用	資源開発事業者 一般ガス事業者 ガス導管事業者 等
	⑥石油供給関連設備の整備	石油元売業者
2 エネルギー消費の天然ガスへの転換	①高効率火力発電所の新增設及びそれらに伴う送電網の拡充	発電事業者 送電事業者
	②工場等の天然ガスシフトの促進	製造事業者 等
	③天然ガスコジェネレーションの導入促進	一般消費者 企業 等
	④DMEの普及	企業 等
3 関連する技術開発及び生産活動の推進	①民間活動の促進 ※表層型メタンハイドレートの採掘、深海へのパイプライン敷設、LNGの長期冷温保存 等	企業 等
	②公的機関による側面支援	

- ・国産のガスのみ認められている枯渇ガス田の利用を、海外産のガスにも認める制度を創設する。その際、枯渇ガス田における鉱業権者以外の者も利用できるようにする。

- ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。

- ・LNG火力発電所の新增設に関する環境アセスメントの審査期間を短縮する。(環境影響評価法、電気事業法)
- ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。
- ・不安定な再生可能エネルギーと、柔軟な出力変動が可能なガスタービン火力発電を組み合わせ、安定性と環境性を両立させるエネルギー供給のモデルケースを創出する。

- ・設備投資に対して法人税の軽減等の優遇を図る。

- ・導入者に幅広い選択肢を提供するため、再生可能エネルギーと同様に、専用線による系統接続を認める。(電気事業法)
- ・グリーン投資減税の適用期間(平成26年度末まで)を延長するとともに、課税標準価格の軽減等を行う。

- ・DME自動車を公道で走行させるための自動車及び燃料容器等に関する技術基準を創設する。(道路運送車両法、高圧ガス保安法)
- ・CNGと同様に、DME充填スタンドを設置するための技術基準及びガソリンスタンドへの併設基準を創設する。(高圧ガス保安法、消防法)

- ・研究開発税制の適用期間(平成26年度末まで)を延長するとともに、税額控除の割合の拡充等を行う。